

○笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱

令和4年3月30日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民がスポーツ、文化等の社会教育活動又は学校行事を除く小中学生の活動として、国内で行う県外大会に出場する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに掲げる団体が主催又は共催する県外(国内に限る。)大会で、市民が当該大会の山梨県予選会又は選考会を第3位以内で通過し、県代表として出場する県外大会とする。

- (1) 国又は都道府県
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに当該協会の加盟団体及びその傘下の地域競技団体又は社団法人日本文化協会
- (3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会
- (4) その他市長が特に必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる大会は、補助金の交付対象から除外するものとする。

- (1) 国民スポーツ大会
- (2) 国際大会
- (3) 全国健康福祉祭
- (4) 官公庁及び自治労大会等職域別大会
- (5) 学校教育の一環として開催される大会
- (6) その他学生大会

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、大会要項等に基づき登録された出場選手及び役員に係る出場費等とし、別表に定めるものとする。ただし、市有バスを使用する場合は、補助金は交付しないものとする。

(補助限度額等)

第4条 補助金の額は、別表に定める額を限度とし、年度内に個人において全国大会、関東大会(東日本大会、甲信越大会等も含む。)、それぞれ1回限り交付する。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、大会開催日の5日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項等の写し
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 大会出場予定選手等名簿(別紙)
- (4) 参加申込書の写し(大会要項等の規定による選手等名簿の写し)
- (5) 県予選の大会要項及び大会結果表(3位以内と分かる賞状等)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認めるときは体育芸術文化等県外大会出場費補助金不交付決定通知書(様式第3号の2)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第5条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、体育芸術文化等県外大会出場費補助金変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更後の額が補助金の交付決定額を下回るときは、この限りでない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、体育芸術文化等県外大会出場費補助金変更承認通知書(様式第5号)により、不適当と認めるときは体育芸術文化等県外大会出場費補助金変更不承認通知書(様式第5号の2)によりその理由を付して、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、大会終了後、速やかに体育芸術文化等県外大会出場費補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) 大会出場選手等名簿(別紙)

- (3) 領収書の写し
 - (4) 大会プログラム
 - (5) 大会結果表
 - (6) 記録写真
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額の範囲内において補助金の額を確定し、体育芸術文化等県外大会出場費補助金額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、体育芸術文化等県外大会出場費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、体育芸術文化等県外大会出場費補助金返還命令書(様式第11号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有

する。

附 則(令和6年3月29日告示第57号)抄
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日告示第72号)
この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

補助対象経費	補助限度額
交通費(燃料代、車借上代、有料道路代及び駐車場代を含む。)、宿泊料、大会参加費(振込手数料を含む。)、その他大会に参加するために市長が必要と認める経費	関東、中部地域(山梨県は除く。) 1人当たり5,000円を限度とする。 1人当たりの額に対象人数を乗じた額は100,000円を限度とする。 東北、近畿、中国、四国地域 1人当たり8,000円を限度とする。 1人当たりの額に対象人数を乗じた額は150,000円を限度とする。 北海道、九州、沖縄地域 1人当たり10,000円を限度とする。 1人当たりの額に対象人数を乗じた額は150,000円を限度とする。